

## 全国健康保険協会役員退職手当規程

制定〔平成 20 年 10 月 1 日〕  
〔平成 20 年規程第 10 号〕

(目的)

**第 1 条** この規程は、全国健康保険協会の役員に対する退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

**第 2 条** 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令及び理事長が別に定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額)

**第 3 条** 退職手当の額は、在職期間の各月の基本給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が当該役員であった者について決定する業績勘案率を乗じて得た額の在職期間中の合計額とする。ただし、第 5 条第 1 項及び第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の各月の基本給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が決定する業績勘案率を乗じて得た額の役職別期間中の合計額とする。

(在職期間の計算)

**第 4 条** 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 月と計算するものとする。

(国の機関から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例)

**第 5 条** 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後、引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の基本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。

- 3 国家公務員が国の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員退職の日における基本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

（再任等の取扱い）

**第6条** 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（遺族の範囲及び支給順位）

**第7条** 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を線順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

**第8条** 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

**第9条** 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及び第11条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

**第10条** 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をその判決が確定していない場合、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

**第 11 条** 理事長は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

**第 12 条** この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

**第 13 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の在職期間にかかる退職手当の額の計算について、改正後の第 3 条の規定を適用する場合においては、同条中「100 分の 10.875」とあるのは、「100 分の 12.5」とする。